

熊本県民体育祭 開催基準要項

1 趣旨

熊本県民体育祭（以下「体育祭」という。）は、広く県民の間にスポーツを普及し、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与しようとするものである。

2 主催、後援及び主管

- (1) 体育祭の主催者は、公益財団法人熊本県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）、熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び開催市町村とする。
- (2) 後援は、体育祭の趣旨に賛同する機関・団体とし、主催者が決定する。
- (3) 主管は、開催地実行委員会及び関係競技団体とする。

3 開催の基本方針

- (1) 体育祭は毎年開催し、郡市（町村）持ち回りを原則とする。
- (2) 体育祭の日程は開催地が競技団体と調整し、原則として9月中の土曜日・日曜日に開催とし、期日（開催週）を分散することができる。
- (3) 開催地は、原則として同一郡市とする。ただし、事情により開催地で開催できない競技は、他の郡市で開催することができる。

4 開催地及び実施競技等の決定

- (1) 体育祭を開催しようとする郡市体育スポーツ協会長は、開催予定競技及び会場を付した開催計画書を、県スポーツ協会長に提出する。
- (2) 開催計画書は、原則として開催年の3年前に提出する。
- (3) 上記計画書の提出に際しては、開催地市長及び開催地町村長（郡町村会長が代表してもよい。）の同意書を付すこと。
- (4) 県スポーツ協会は上記書類に基づいて、県教育委員会と協議のうえ、開催地及び実施競技等を決定する。

5 競技の実施

- (1) 開催地に実行委員会を置き、体育祭の実施に当たる。
- (2) 各競技の実施要項は、各競技団体が作成し、県スポーツ協会理事会の承認を経て評議員会にて決定する。
- (3) 各競技会の運営は、開催地実行委員会の協力を得て、各競技団体がこれに当たる。

6 競技の方法

- (1) 競技は、採点（正式）競技並びに公開（未採点）競技及び特別（冠称）競技とする。競技区分の内容は別表のとおり定める。
- (2) 採点競技・公開競技は、郡市対抗形式とし、参加資格は、本基準要項「7 参加資格」に準じることとする。特別競技は、郡市対抗を基軸としない関係競技団体が主催運営する本体育祭冠称の競技会とする。

7 参加資格

- (1) 参加者（ふるさと選手を含む）は、熊本県内に在住し住民登録がある者とする。
※「熊本地震」・「令和2年7月豪雨」に係る選手及び監督の特例措置については別に定める。
- (2) 参加者は、一般男女とし、学校教育法第1条に規定する学校＜幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院含む）及び高等専門学校＞の学生及び生徒の参加は認めない。ただし、特別競技についてはこの限りではない。
- (3) 参加者の年齢は、開催年度9月1日現在の満年齢を基準とする。
- (4) 参加者の出場郡市は、開催年度の7月1日現在に住民登録をしている郡市から出場するものとする。ただし「ふるさと選手登録」をする者は別に定める。
- (5) 参加者の出場郡市は、当該年度の予選会も含め複数の郡市からの参加はできない。ふるさと選手も同様とする。
- (6) 参加競技は、1選手1競技とし、他の競技には参加できない。（ただし、特別競技は除く）
- (7) 参加者は、医師の健康診断を受け、競技に差し支えないと認められたものとする。
- (8) 本要項及び、各競技の実施要項に定めた参加資格に違反する競技者、又はチームの参加は、認めない。また、

参加資格違反が認められた場合は、当該違反者の次回大会の参加を認めない。

- (9) 各郷土の競技者やチームへの関心を高めると共に、各郡市の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るため、「ふるさと選手」制度を設け、参加者は、卒業小学校・卒業中学校の現在所在地の郡市から「ふるさと選手登録」を行うことができる。登録は、単年度登録で参加する当該年度に、所定の様式により各郡市体育スポーツ協会長が本人同意のもとに行い、参加申込書の提出に併せて県スポーツ協会あて提出する。

※「ふるさと選手登録」をする者は、その当該年度における「ふるさと選手登録をする郡市以外の予選会」及び「ふるさと選手登録をする郡市以外での県民体育祭の参加」はできない。

※参加申込後に、重複エントリーが判明した場合は、関係郡市の当該選手枠のエントリーを欠員とする。(予備登録選手がある競技は、その登録からの補充可)

- (10) 熊本県におけるアマチュアスポーツの体育祭として、プロ契約選手については出場を認めない。

8 出場制限

- (1) 参加者の固定化を防ぎ、広くスポーツを普及するため、各競技の実情に応じて出場制限を加えることができる。
- (2) 参加者の出場制限については、各競技の実施要項に定める。
- (3) 参加者が、出場資格に抵触した場合は、次回大会の参加資格を失う。

9 大会役員

別紙「役員編成基準表」に基づき、主催者が協議し決定する。

10 参加申込み

- (1) 参加申込みは、郡市体育スポーツ協会長が行う。
- (2) 参加申込みは、所定の様式により各競技別に作成し、定められた期日までに県スポーツ協会長あてに提出する。
- (3) 参加申込み後の変更については、総則に定める。

11 参加料

- (1) 競技に参加する者(採点競技、公開競技及び特別競技の監督、選手)は、参加料を納入する。
- (2) 参加料には、スポーツ傷害保険を含み、金額等については毎年度の体育祭総則に定める。

12 順位決定と採点方法

- (1) 各競技、種別及び種目の順位決定は、当該競技団体の定めによる。
- (2) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位の点数を加え、当該郡市で等分する。

区 分	競技得点
競技人数 2～4 人	1 位に参加チーム数の点数を与え、以下の順位を 1 点ずつ減ずる。
競技人数 5～7 人	1 位に参加チーム数の 2 倍の点数を与え、以下の順位を 2 点ずつ減ずる。
競技人数 8 人以上	1 位に参加チーム数の 3 倍の点数を与え、以下の順位を 3 点ずつ減ずる。

競技人数 2～4 人 … クレー射撃、馬術、ボウリング (3 競技)

競技人数 5～7 人 … バドミントン女子、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、柔道、剣道、弓道、相撲、銃剣道、空手道、アーチェリー、ゲートボール、(12 競技)

競技人数 8 人以上 … 陸上競技、水泳、軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン男子、バレーボール、テニス、グラウンド・ゴルフ (10 競技)

イ 参加得点

各競技に参加(競技を実施した場合)した郡市には、10 点を与える。ただし、天候その他の事情により競技中止及び不参加の場合は、大会委員会により決定する。

13 表 彰

- (1) 表彰は、競技別表彰と総合表彰とする。
- (2) 競技別表彰は個人及び団体（種別）とし、それぞれ3位までに表彰状を授与する。
- (3) 総合表彰は、郡市別の男女総合及び女子総合の1位に優勝旗を授与し、それぞれ3位までに表彰状を授与する。
- (4) 躍進賞は、前年度郡市別の男女総合得点に対する増加率により、3位までに表彰状を授与する。

14 その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項については総則、若しくは主催者で定める。

(附則)

昭和47年4月1日施行	昭和59年4月1日一部改定	昭和60年4月1日一部改定
昭和61年4月1日一部改定	昭和63年4月1日一部改定	平成元年4月1日一部改定
平成9年4月1日一部改定	平成11年8月5日一部改定	平成15年11月10日一部改定
平成16年11月9日一部改定	平成18年11月10日一部改定	平成19年11月1日一部改定
平成21年11月2日一部改定	平成22年11月2日一部改定	平成23年11月9日一部改定
平成24年3月6日一部改定	平成27年3月24日一部改定	平成28年3月18日一部改定
平成29年3月17日一部改定	平成30年3月16日一部改定	令和2年4月1日組織名称変更
令和3年3月12日一部改定	令和4年3月11日一部改訂	令和5年6月16日改定

別表1

競技区分	内容
採点（正式）競技	実施要項（開催基準要項・総則等）に即して開催するものとし、競技会の準備運営については、開催地実行委員会と各競技の県競技団体および開催地競技団体の主管により実施する競技とする。 直近の過去2大会において参加郡市が8郡市以上の場合は採点競技とする。 採点競技へ参画する方法は、直近の過去2大会において、参加郡市が8郡市以上の公開競技の競技会を実施したうえで、当該競技団体は熊本県スポーツ協会に対して、採点競技へ変更する前年度9月末日までに申請書を提出した場合は、翌年から採点競技とする。
公開（未採点）競技	実施要項（開催基準要項・総則等）に即して開催するものとし、競技会の準備運営については、各競技の県競技団体の主管により実施する競技とする。 直近の過去2大会において参加郡市が8郡市未満の場合は公開競技とする。 公開競技へ参画する方法は、本基準要項「7参加資格」の条件を満たす選手・監督による郡市対抗戦形式の特別競技の競技会を3大会以上継続させたうえで、当該競技団体は熊本県スポーツ協会に対して、公開競技へ変更する前年度9月末日までに申請書を提出した場合は、翌年から公開競技とする。
特別（冠称）競技	熊本県民体育祭の名称を冠称し、関係競技団体の主催および主管により実施する。